

# 佐藤直方講「拘幽操辨」再考

十 河 由 樹

## はじめに

佐藤直方（慶安三・享保四）（一六五〇・一七一九）は、備後福山の人、字号はなく、五郎左衛門と称し、名の直方をもって号とする。寛文十一年（一六七二）、山崎闇齋（元和四・天和二）（一六一九・一六八二）に入門し、延宝八年（一六八〇）前後、同門の浅見綱齋（承応元・正徳元）（一六一六・一七一三）共々破門された。破門された理由は、直方が師の垂加神道を批判した為であるとか、敬義内外説について師と意見が一致せず、この論争の為に師の怒りを買った為であるとか、一定しない。しかし直方は、闇齋から破門されたにも関わらず、綱齋と共に崎門三傑に数えられ、同時代の

評判としても闇齋の高弟であったと目されていた。

山崎闇齋学派（崎門）の特徴の一つとして、門生が師匠の講義を筆録した聞書を作り、師の点検を受けるといった教育方法が挙げられる。こうした聞書類は、講師が口頭で話す事を得難いという性格上、誤脱は免れず、一方では正確な本文を入れてもらう場合や、師説を正確に後世へ伝えるために後日改めて清書される場合もあったようだが、現在でも大量に残存するこうした聞書類の伝播方法は、未だ実態があまり明らかになっていない。「拘幽操辨」も、そうした聞書の一つであり、『拘幽操』についての直方の講義を門人の丹下元周が筆録したとされるものである。

ここで講義の対象とされている「拘幽操」とは、唐の韓退

之（七六八・八二四）が、崇侯虎の讒言により殷の紂王に謀反の疑いをかけられ、無実にも関わらず羑里に幽閉された文王の心情に仮託して詠じた長詩であり、『韓昌黎集』等に収められている。「拘幽操」における文王は、謂れない罪で紂王に幽閉されるも、少しも紂王を怨む事無く、ひたすら自らの不徳を反省するのみである。闇斎は、「拘幽操」に詠われる文王をあるべき臣下の姿として称え、程朱の言説と自跋とを付し、闇斎編『拘幽操』として刊行した。同書には刊年が記されていない為、いつ刊行されたのかはわかっていない。「拘幽操辨」とは、その闇斎編『拘幽操』に従って講義したもので、諸写本によって伝えられる。

従来、この「拘幽操辨」は佐藤直方の講説であるとされていたが、阿部隆一はそれに対して疑義を呈した（後述）。本稿では、直方の諸言説を適宜参照しつつ、阿部氏が「拘幽操辨」に対して抱いた疑問を中心に、「拘幽操辨」は果たして佐藤直方による講義といつてよいか否かという事について、改めて考察を加えたい。

## 一 先行研究

「拘幽操辨」は、その一本の奥書に「右佐藤氏直方雅丈講説 丹下元周録／貞享丙寅閏三月六日書写<sup>〔原之〕</sup>」とある事から、佐藤直方講とされてきた。しかし、「拘幽操辨」を翻刻付注した『山崎闇斎学派』（日本思想大系31）（西順蔵・阿部隆一・丸山真男校注、岩波書店、昭和五十五年三月、以下、思想大系本）の解題中で、阿部氏はそれに対して疑問を呈している。以下、阿部氏の解題について検討を加えてみたい。

まず阿部氏は「拘幽操辨」の底本について述べるが、これは後に触れるのでここでは省略する。その後、「拘幽操辨」が直方の著編聞書類を集めた『韞蔵録』全五編に収録されていない事、「拘幽操辨」が紹介された時、「その内容口吻は直方の講説としては意外の感」を与えた事、そうした違和感の理由を、講義中に述べられる国体論・湯武放伐論のもつ元来直方が主張した事との違いがあったからだとする。阿部氏は、「湯武論」にみられる、湯武の放伐は已むを得ざる非常の時と場に於ける権道で、大賢以上のみがなし得る所であり、凡俗の了見を以て妄に批議すべからず、万人に示す教えとして

は、権道を立てず、あくまで万代不易の常道、「拘幽操」の文王を以て範とすべきで、この両点を混淆してはならぬという直方の主張と「拘幽操辨」の趣旨は、直方の放伐容認論と原則上は矛盾せず、直方と雖も経道を以て説くべき「拘幽操」を講じれば、その旨は絅斎等と帰趣を一にするだろうとし、その意味では「拘幽操辨」を直方講としても一応支障はない、と述べる。その後、

しかしその講じ様と口調や細部の所説は直方の他の講説とは全く異質で、絅斎のそれである。その点で此を直方の講述と断定するには疑惑を呈さざるを得ぬ。特に「湯武論」に於て直方が「夫ヲタワケタ諸生メラガ、有難イ、常道カラ見レバ湯武モハリツケ人ジャ、鹿クラヒノ唐人メ、我邦正統万々世ノ御目出度風ヲシラセタイト云テ、何ヤラ書物ヲ作テ板行サセテ、諸人ノ眼目ヲ塞グ」(二二二頁——思想大系の頁、十河注)と激しくきめつけた対象は、実にこの「拘幽操辨」の末尾の「湯武孟子ハ謀逆人、イキバツケニカケテモ大事ナイト云コトゾ。……日本デハ伊弉諾……ノ天祚ヲウケテ、……王ノチガフト云コトハナイゾ」(二二四頁——同前)ではない

か。「湯武モハリツケ人ジャ」の言葉のあるのは伝存本ではこの聞書の外には見当たらない。「湯武論」が直方の著たることが明確である以上、この「拘幽操辨」を直方の講述とすれば矛盾撞着を来すこと著しい。ただ問題は遙か後世のならともかく、直方生存中の貞享三年とそのやや前の闇斎・直方門人が此を直方の講説としている奥書のあることである。この奥書を信ずれば、その文面からはこの聞書は直方の講義を聴いた丹下元周の筆録と受けとられ、その如く従来解されて来た。しかし元周は實際聴講して筆録したのではなく、直方講説と聞いたこの聞書を単に書写し、「右佐藤氏直方雅丈講説 丹下元周録」と記したのではあるまいか。この「録」は単なる書写の意味に解されぬでもない。実際は絅斎の講説を直方のと誤り伝えられたのではあるまいか。この奥書には何等かの行き違いが伏隠しているように思われる。<sup>注4</sup>

(\*傍線部十河補)

と、疑義を發した。管見では、ここで初めてこの「拘幽操辨」が直方講か否かという疑問が提示された事になる。

阿部氏以前における、直方講であると肯定する説は、「拘

「幽操辨」の影印を収録する『増訂 佐藤直方全集』第三卷（日本古典学会編、ペリかん社、昭和五十四年十一月、以下、全集本）の「解説」が、その代表的なものであった。

次に崎門学者の最も意を注いだ大義名分の論は直方先生に於いては、門人であり且つ同門である丹下元周（名宗 清京師人闇齋門）の録した『拘幽操辨』に最もよく現れてゐる。（中略）この書は極く最近発見されたものであるが、今まで直方先生に好意を持てゐなかつた人は周章狼狽、為す所を知らず、曰く「直方にも斯う云ふ思想もあつたのである」と、実に噴飯にたへない。<sup>注5</sup>

この「解説」を書いたのは上総道学の学徒・池上幸二郎だ。上総道学（或は南総道学）とは、直方の門流である稲葉黙齋が中心となつて上総の地に栄え、昭和まで続いた学派であつた。彼らは数多くの崎門の写本・刊本——管見では直方や黙齋の間書類や語録が多い——を伝えており、昭和になつても、崎門の著作を時には刊行、或は筆写して残そうとしている。恐らく、その学統に連なる池上氏も、直方の著作には殆ど目を通していただろう。その池上氏が右のように述べ、「拘幽

操辨」を直方の説として少しも疑っている様子が無い。

また、池上氏の実父であり、同じく上総道学の学徒であつた田中蛇湖は、「佐藤直方先生」<sup>注6</sup>の中で、「拘幽操辨」について、

又井上巽軒博士の日本朱子学派の哲学を見ると、直方先生が皇統の萬世一系なるものを定理に非ずと論断した様に記してゐるが、此れは一を知つて二を知らざるの論である。先生の大義名分論は、門人丹下元周の録した拘幽操辨に最もよく現れてゐる。（中略）是れは闇齋、綱齋、強齋と全く同一の説であつて、決して先生が皇統の萬世一系に疑ひを持して居られなかつたことが判るではないか。先輩を論ずるには一寸した一時の談話などで、軽々に論じてはいけない。<sup>注7</sup>

と書いており、こちらもまた「拘幽操辨」が直方講である事を疑つてゐる様子は無い。

直方講だと言ひ切る池上・田中父子と、直方講ではないとする阿部氏——この相違点が本稿の問題の出発点となる。以下、「拘幽操辨」の内容を確認し、伝本等について検討した

上で、「拘幽操辨」が直方講かどうかという事について考察していく。

## 二 「拘幽操辨」の内容

「拘幽操辨」中では、刊本『拘幽操』に付された闈齋の跋文について少し触れる箇所があるため、ここでその跋の内容を確認しておきたい。

礼曰。天先乎地、君先乎臣。其義一也。坤之六二、敬以直内、大学之至善、臣止於敬。誠有旨哉。泰誓云。予弗順天、厥罪惟鈞。是泰伯文王之所深諱、伯夷叔齊之所敢諫、而孔子所以謂未盡善也。吾嘗讀拘幽操、因程子之說、而知此好文字不可漫觀。既而見朱子以程說為過、信疑相半。再考之、朱子更軼語、說得文王心出。夫然後天下之為君臣者定矣。遂附程朱之說于操後(注8)云。

『礼記』「郊特牲」の引用から始まるこの跋文によると、闈齋は程子の説に従って、この「拘幽操」を無闇に見るべきでは無いと知る。そして朱子が、程子の「漫りに観るべからず」

とする評価を言い過ぎだとする説を見て「信疑相半」ばした。しかし、朱子が更に語を軼じて、これこそ文王の心を説き得たもので、天下の君臣関係を定めたものだと悟った事を知り、遂に「拘幽操」の後に程朱の説を附して刊行した、と『拘幽操』刊行の訳を述べている(注9)。崎門では、この『拘幽操』刊行の後、様々な儒者がその刊本に啓発されて講義を行ったらしい。内田周平編『拘幽操合纂』『拘幽操合纂統編』(谷門精舎、昭和十年十月、昭和十三年三月)にはそれを示すかの如く、佐藤直方・浅見綱齋・三宅尚齋の崎門三傑は勿論、稲葉黙齋や櫻木闈齋の他、講者不明の説まで、様々な『拘幽操』講義が収められている(注10)。佐藤直方講とされている「拘幽操辨」は、管見では崎門の中で最も早く行われた『拘幽操』講義である。

では、「拘幽操辨」の内容について見てみよう。なお、本稿で引用する「拘幽操辨」は、全集本(注11)所収の影印を底本とし、翻刻は十河による。翻刻にあたって、傍線・句読点は私に付し、旧字は通行の字体に、合字はカタカナに改めて表記した。「拘幽操辨」以外の資料を翻刻・引用する場合もこれに倣う。

さて、「拘幽操辨」ではまず、

拘幽操ノ一書ハ、畢竟君臣ノ大義ヲ天下ニ明ニシテ、湯武孟子ノ權道ヲ論シツメテ開タモノゾ。唐ノ書ニ、此ヤウ深切ニ君臣ノ大義ヲイヒヌイタ書ハナイゾ。<sup>(注12)</sup>

として、このように君臣の大義を説いたものは、唐でも日本でも、天地開闢以来『拘幽操』がその始りである、と述べている。その後、

①湯武がした放伐について論じるには殊の外細かく、放伐は悪い事だと闇闇に言う事ではなく、聖人に無くてはならない経権一枚の権道で裁く事だ、といった言説。

②『朱子語類』七十九卷にある、程子が「拘幽操」を称美した事を朱子が批判した説に対する否定。

③主君は天下の父である為、主君を殺す事は自分の親を殺すと同義であり、どんな悪人でも親を殺す者は百人に一人いるかないかであり、そうすると主君を弑する正当性はなという記述。

④万代忠信の筋が明らかなのは日本であり、伊弉諾・伊弉冉・天御中主の天祚以来今に至るまで王が変わった事は無く、皆その子孫である事。

という記述が続き、最後に、『拘幽操』の根本は是非にあらず、とにかく主君を見ること文王のようにしようではないかとまとめる。奥書には「右佐藤氏直方雅文講説 丹下元周録ノ貞享丙寅閏三月六日書写」とある。「拘幽操辨」という表題の割に、湯武放伐論に関連付けて述べている箇所が多い。

思想大系本所収の綱齋や三宅尚齋の拘幽操講義や、『拘幽操合纂』『拘幽操合纂統編』に収録されている拘幽操論を見ると、闇齋刊『拘幽操』の詩句や程朱の言、闇齋の自跋の語句に一々注を振っていく形をとったものが殆どである。しかしこの「拘幽操辨」の記述は版本に必ずしも即応しないという点で、どこか異色である。

「拘幽操辨」の成立年は、識語に貞享三年（一六八六）書写とある事から、それ以前の成立。仮に直方講だとすれば『拘幽操』刊行以後あるいは直方が闇齋に入門した年から貞享三年の間の事と考えられる。先述したように、闇齋編『拘幽操』には刊年が記されていないが、その刊年について阿部氏は、延宝六年（一六七八）入門の遊佐木齋が『木齋紀年録』に、闇齋にこの本を購入して読めと勧められたと記している事から、「恐らく寛文末延宝初以後に降るものではあるまい。」<sup>(注13)</sup>と述べる。その一方、近藤啓吾は『山崎闇齋の研

究』（神道史学会、昭和六十一年七月）中の闇斎の年譜、万治三年（一六六〇）の条で、

○『垂加草』の配列より見て、『孟子要略』『朱子社倉

法』『行宮便殿奏劄』『拘幽操』の表章または編纂は、

この頃のことならんと思はる。（いづれも成立年次を

記載せず）<sup>（注14）</sup>

と、さらに遡った時期を想定された。ちなみに万治元年闇斎編、万治三年刊『大和小学』明倫第二に、

○文王何の罪かあらんに紂とらへて羑里にをきし時、臣

か罪誅にあたりぬ、天王は聖明なりとおほしめしき、

萬代までたふとく覚え侍る。<sup>（注15）</sup>

（\*翻刻は十河による）

とあり、闇斎は「拘幽操」の内容に触れている。また、谷省吾は『垂加神道の成立と展開』（国書刊行会、平成十三年五月）中で、

『増補書籍目録』の「寛文十年季秋」の刊記を持つものに「<sup>（闇斎）</sup>拘幽操 同」と見えることによつて、寛文十年九月以前の刊行といふことは、一応言へるであらう。<sup>（注16）</sup>

と、その下限を想定している。

『拘幽操』の刊行年についての考証はここではしないが、ここではしばらく谷氏のいう如く寛文十年（一六七〇）以前と見ておく。

また、直方が闇斎に入門したのは寛文十一年（一六七二）である。以上の事から、「拘幽操辨」が直方講だとすると、直方の闇斎入門以後の寛文十一年から、「拘幽操辨」奥書にある年記の貞享三年の十五年間の内に成立したと考えられ、版本参照の可能性もあつた時期ながら、こうした情況自体、この時期門下における『拘幽操』の浸透度をもうかがわせる様相なのではなからうか。

### 三 「拘幽操辨」の伝本

「拘幽操辨」が収録されている一般向けの刊本は次の通りである。

・『増訂 佐藤直方全集』第三卷（日本古典学会編、ペリカン社、昭和五十四年十一月）

「拘幽操辨」の影印を収録している。しかしこの部分の底本は不明。池上幸二郎が書いた「著書解説」によると、「拘幽操辨」は元々、森川知信編『儒書聞書』の内の一篇であり、大阪の森信三により発見され、内田周平編『拘幽操合纂統編』中に収録されてから世に広く知られるようになったとする。<sup>(注18)</sup>『儒書聞書』については後述する。なお、旧本の刊本もペリカン社であり、昭和十六年に出版されている。

・『拘幽操合纂統編』（内田周平編、谷門精舎、昭和十三年三月）

「拘幽操辨」の活字翻刻。全集本と同じく、凡例が無い為、底本は不明であり、原本の所在はわからない。所収内容は注10参照。

以下、内田本と呼ぶ。

・『山崎闇齋学派』（日本思想大系31）（西順藏・阿部隆一・丸山真男校注、岩波書店、昭和五十五年三月）

「拘幽操辨」の校注・翻刻。底本は全集本（恐らく増訂版ではなく旧版の方と思われる）<sup>(注19)</sup>所収の「拘幽操辨」影印であり、校合本として内田本を参照している。

いずれも佐藤直方講、筆録者は丹下元周（生没年不詳、初め闇齋、後に直方の門人となった）、貞享三年閏三月六日書写の奥書をもって、書写者は明記されていない。<sup>(注20)</sup>

従来、「拘幽操辨」を収録しているのは右の三本が知られていたが、「拘幽操辨」を収録した写本を新たに発見したので、次に詳述する。

・『六編韞蔵録 全』（千葉県文書館所蔵、N. 212 鎌倉家文書、ア637）

### 【書誌】

「外題」二六編韞蔵録 全

「装丁」写本、大本一冊。縦約二八・二cm×横約二一・二cm。

「題簽」左肩に単枠の書題簽貼付。縦約一九・〇cm×横約三・四cm。

「匡郭」四辺双辺、有界十二行、黒魚尾。

「構成・内容」丁付・柱題なし。全七十四丁。



見返し右肩に「韞蔵録。大学章句、序講義、拘幽操辨、二篇／六編と續輯す 外に六編あり」と墨書あり。扉の右肩に「直方先生／學裔上総／梅澤芳男／圖書之記」、「穉月照寒水」、「吾黨公寶／不可毀損」、「珍重本」、「梅澤思齋藏」の蔵書印がある事から、梅澤芳男旧蔵と思われる。思齋とは梅澤氏の号である。近代写本で、書写者は不明だが、梅澤氏か同氏周辺の人物が写したのではないか。「大学章句序講義」（葉袋藤一郎筆記）、「拘幽操辨」（佐藤直方講、丹下元周録）、「野田先生学談」、「浅見綱齋先生遺書／赤城忠士筆記」、「三宅尚齋先生四十六士説畧」、「佐藤先生学友講論筆記」を収める。各著作それぞれに扉があり、「野田先生学談」と書かれた扉の右肩に「以下六編に別なり」と墨書されており、この「六編」とは梅澤氏編「六編韞蔵録」を指す。

梅澤氏は千葉県の人で、池上氏と同じく上総道学の学徒であり、池上氏とは交友があった。

『六編韞蔵録』とは、本来は昭和になってから梅澤氏により『韞蔵録』の補遺編として編集されたものと思われ、全十卷、卷一・大学序講義、卷二・大学辯書、卷三・道学標的講義、卷四・鞭策録講義、卷五・二程造道論、卷六・拘幽操辨、卷七・論語講義、卷八・太極図説考、卷九・太極図説答問、卷十・大学劄記を収めるが、この『六編韞蔵録 全』にはその内の卷一と卷六の、「大学序講義」（『六編韞蔵録 全』では「大学章句序講義」とある）と「拘幽操辨」しか入っていない。

この写本に収められている「拘幽操辨」も、奥書に「右佐藤氏直方雅丈講説 丹下元周録／貞享丙寅閏三月六日書写／右直方先生拘幽操辨」とある。また、この写本所収の「拘幽操辨」には、昭和十二年（一九三七）十月の梅澤氏による奥書と、同氏によるとみられる『儒書聞書』の目録が付されており、全集本との関係も示唆する所があるので翻刻して次に載せる。

### 【「拘幽操辨奥書」翻刻】

以上一篇ハ大阪府天王寺師範学校教諭／兼大阪府女子師範学校教諭森信三／氏（住大阪市住吉区田辺西之町七

丁目四〇) / 所藏ノ儒書聞書(写本一冊但シ合本ニテ / 旧二冊ノモノ如シ) 中ニ在リ。池上君幸二郎 / 同氏ヨリ借来、芳ヲシテ鈔録セシム。則チ / 原本ノ如ク謄写シ終アル。

時昭和十二年十月三十一日 夜 / 梅沢芳男

【「儒書聞書目録」翻刻】

儒書聞書目録

- |            |            |               |          |                              |            |
|------------|------------|---------------|----------|------------------------------|------------|
| 一. 語類易綱領   | 永田養庵       | 丁巳五年          | 十三 史記    | 佐藤直方                         | 戊午之年       |
| 二. 易啓蒙     | 佐藤直方 / 谷重遠 | 同             | 十四 近思錄   | 佐藤直方 / 植田玄節 / 浅田久平           | 乙卯之時       |
| 三. 易本義     | 三宅雲八郎      | 壬戌五年          | 十五 玉山講義  | 谷津八重遠                        | 不詳         |
| 四. 筮儀      | 永田養庵 / 森自仙 | 丁巳年           | 十六 附録    | 佐藤直方                         | 乙卯之年       |
| 五. 易啓蒙     | 永田養庵       | 同             | 十七 大学    | 武田氏 / 直方 / 山崎周悦等             | 不詳         |
| 六. 易本義     | 不詳         | 不詳            | 十八 大学或問  | 不詳                           | 不詳         |
| 七. 易啓蒙     | 愚按         | 丁巳年           | 十九 論論    | 直方等 / 山岸等直方門人小見 / 浅見順良 / 武田氏 | 戊午之年       |
| 八. 相生相克親敵討 | 森自仙        | 同             | 二十 孟子    | 不詳                           | 不詳         |
| 九. 精粗之事    | 佐藤直方       | 同             | 二十一 中庸   | 植田玄節 巳(三巳)の誤か未 / 卯月十日        |            |
| 十. 大和小学    | 佐藤直方       | 不詳            | 二十二 輯畧   | 直方                           | 辛酉 / 八月廿八日 |
| 十一. 書経     | 植田玄節       | 戊午之年 / 五月二十七日 | 二十三 雜    | 谷重遠 / 順良 / 梨木民部              | 同          |
| 十二. 洪範全書   | 愚按         | 不詳            | 二十四 敬齋箴  | 森川知信 / 直方門人ノ如シ               | 不詳         |
|            |            |               | 二十五 近思録  | 直方                           | 同          |
|            |            |               | 二十六 雜    | 板垣民部                         | 辛酉之年       |
|            |            |               | 二十七 拘幽操辨 | 直方                           |            |
|            |            |               | 小学       |                              |            |
|            |            |               | 一. 序題辞立教 | 植田玄齊 / 森川貞一郎 (直方門人ノ如         |            |

シ／直方朱批

- 二 明倫 植田氏／直方  
 三 敬身 植田氏  
 四 警古 直方  
 五 明倫 直方 辛酉之年／正月十二日  
 六 嘉言 直方  
 七 善行 植田氏

以上

右の目録にある「丁巳五年」は延宝五年（一六七七）（「丁巳」とあるものも同じく）、「壬戌五年」は天和二年（一六八二）、「戊午之年」は延宝六年（一六七八）、「乙卯之時」は延宝三年（一六七五）、「巳（己）の誤か」未は延宝七年（一六七九）、「辛酉」は天和元年（一六八一）を指す。これらの事から、『儒書聞書』は、延宝三年から闇斎没年の天和二年までの崎門の講義筆記を集めたものらしい事がわかる。

『儒書聞書目録』には書名、講義者もしくは書写者、成立年（または筆録、書写された年）とおぼしき項目が記される。

『儒書聞書』は、また後述するが、闇斎門人の森川知信が闇斎・直方門人の講義・聞書類を集め収録したものであり、原

本の所在は不明、全集の池上氏の「著書解説」でしか知られていない状態であった。しかし、今回の新写本の奥書や目録から、その概略が少し明らかになった。

これらからわかる事として、昭和十二年当時、森氏は大阪府天王寺師範学校教諭兼大阪府女子師範学校教諭であり、池上氏と交流があった事、『六編韞蔵録 全』所収の「拘幽操辨」は『儒書聞書』所収の「拘幽操辨」を忠実に写したものである事、『儒書聞書』は闇斎・直方門人の講義の聞書等全二十七篇を収め、「拘幽操辨」はその最後である二十七番目に収録されていた事が挙げられる。目録で、『儒書聞書』の後にある『小学』だが、これがいまひとつ判然としない。

『拘幽操辨奥書』には「儒書聞書（写本一冊但シ合本ニテ／旧二冊ノモノ如シ）」とあり、それが『儒書聞書』と『小学』が合冊となっていた事を示すのか、『儒書聞書』自体が元々二冊で、それを合冊して写本一冊とした事を示すのか、どちらを意味するのは原本を見ない以上はわからない。現段階では、二十七篇の聞書類を収めた『儒書聞書』とは別に、七篇の聞書類らしきものを収めた『小学』が森氏の手元であり、それらを梅澤氏が参照し、延宝三年～天和二年の崎門の講義筆記を集めた『儒書聞書』と、天和元年の講義筆記を収

めた『小学』が同じ頃のものらしいので、『儒書聞書』の目録の後に『小学』の目録を書き足した可能性があると推定するに留める。なお、『六編韞蔵録 全』所収の「拘幽操辨」は以下、儒書聞書所収本と称す。

また、ここにもみる『儒書聞書』所蔵者森信三とは、日本の哲学者・教育者で、『修身教授録』（致知出版社、平成元年三月）等を著した森信三（明治二十九・平成四）（一八九六・一九九二）と同一人物とみてよい。森氏を記念する資料館として、兵庫県尼崎市に「一般社団法人 実践人の家」がある。『実践人の家』は森氏晩年の旧宅名であり、同氏の旧蔵書もほぼそこに収められている。しかし、現地に赴き調査した結果、『儒書聞書』は無かった。森氏の三男である森迪彦さんにお話を伺ったところ、森氏は昭和十四年（一九三九）〜同二十一年（一九四六）まで満州の建国大学に勤め、満州から引き揚げる際、蔵書の殆どを満州に置いて逃げて来た為、もしかしたら満州に置いてきたか、今まで勤めた神戸大学や海星女子学院大学に蔵書を寄付した中に紛れているかもしれない、との事だった。また、愛知県半田市の方にも蔵書を預けているとも伺ったので、もしかしたら半田市立博物館（注21）にも森氏の蔵書が紛れているのかもしれない。これらの調査は今後

の課題である。

全集本と内田本、そして今回新出の写本の「拘幽操辨」三種の本文を比較（思想大系本の本文の底本は全集本、校合本として内田本を参照しており、全集本と内田本の本文が斟酌されたものに注が付されたものである為、ここでは思想大系本は除外する）した時、どの本文も内容自体はさしたる異同は無かった。

しかし、表記などをさらに細かく比較した結果、全集本と儒書聞書新写本は、極めて近接した本文である事がわかった。そしてここで考えられるのは、全集本に収録されている「拘幽操辨」影印の底本は、森氏所蔵『儒書聞書』所収の「拘幽操辨」そのものではないか、という事である。注18で述べたが、『佐藤直方全集』の編集には梅澤氏と池上氏が関わっている。そして、儒書聞書所収本の梅澤氏奥書には、池上氏が森氏より『儒書聞書』を借りてきたとあった。全集本の旧版が出版されたのは昭和十六年（一九四一）であり、森氏はその頃は満州にいたが、森迪彦さんのお話だと、昭和十四年（一九三九）〜昭和十六年（一九四一）頃まで連絡船で満州と日本をよく行き来しており、夏休みと冬休みは日本へ帰国していたとの事なので、『佐藤直方全集』に「拘幽操辨」を

収録するにあたり、再び森氏から『儒書聞書』を借りる事は可能だっただろう。それに、全集本の「拘幽操辨」影印を見ると、本文冒頭「拘幽操辨」と標題のある右肩に「廿七」とある。これは、儒書聞書所収本にあった「儒書聞書目録」の「拘幽操辨」が収録されている順番と一致する。『儒書聞書』原本が所在不明の為、確定は出来ないが、全集本所収影印の底本は、儒書聞書所収本である可能性は極めて高い。

また、内田本は儒書聞書所収本の本文をさらに校訂したもののような印象を受けた。全集本の「著書解説」を読む限り、「拘幽操辨」の写本は『儒書聞書』所収の「拘幽操辨」以外伝わっていないらしく、内田氏旧蔵本を数多く所蔵する無窮会図書館の目録（『織田文庫図書目録』、『平沼文庫蔵書目録』第一・第二輯、『神習文庫図書目録』、『眞軒先生旧蔵書目録』、『天淵文庫蔵書』、『鎌田文庫蔵書』）を確認したが、『儒書聞書』は見当たらなかった。さらに、阿部氏が思想大系本の「拘幽操辨」解題の中で、「拘幽操辨」の底本について述べる箇所に、「原本の現所在が明かならず、他に伝本がないので、「佐藤直方全集」所収の影印本を底本とし、内田校本を参照した。」とあり、『佐藤直方全集』所収の影印本以外伝本がない事から、内田本の底本も『儒書聞書』所収の

「拘幽操辨」であり、それを他本等で校訂し活字化したものである可能性が高い。内田本の底本が明示されていない以上推測でしかないが、恐らく「拘幽操辨」の本文系統は儒書聞書本系統一つとみてよいだろう。

以上の状況から、本稿にて引用する「拘幽操辨」は、原本に最も近いと思われる全集本による事にする。

#### 四 考察

「拘幽操辨」が直方講かという事に関して疑問を表明しているのは、管見では思想大系本の阿部氏の「拘幽操辨」解題だけである。その阿部氏の意見は既に一で見た通りだ。考察するにあたり、阿部氏の意見を箇条書きに整理して次に示す。

- ① 「拘幽操辨」の奥書によれば、「拘幽操辨」は直方の講義を元周が筆録した聞書であり、「貞享丙寅閏三月六日書写」は森川知信が書写した年記を示すものと受け取れる。
- ② 「拘幽操辨」は貞享三年を遡ること遠くない頃の講義と思われる。

③ 「拘幽操辨」は『韞藏録』全五篇にも収録されておらず、

知られていなかった。

④ 国体論・湯武放伐論に関しては直方の主張は綱齋等と頗る異なっており、「拘幽操辨」が紹介された時、その内容と話しぶりは直方の講説としては意外だった。

⑤ 「湯武論」で、湯武放伐はやむを得ない非常の時と場における権道であり、大賢以上のみがなせる所、凡俗の了見で妄りに批評すべきではなく、万人に示す教えとしては、権道ではなくあくまで万代不易の常道、「拘幽操辨」の文王を模範とすべきである。この両点を混淆してはならないというのが直方の主張であり、「拘幽操辨」の趣旨と直方の放伐容認論は原則上は矛盾しない。経道を以て説くべき「拘幽操辨」を講義すれば、直方といえどその旨は綱齋等と帰趣を一にするだろう。その意味では「拘幽操辨」を直方講としても一応支障はない。

⑥ しかし、講じ様と口調や細部の所説は直方の他の講説とは全く異質で、綱齋のそれであり、その点で「拘幽操辨」を直方の講述と断定するには疑惑がある。

⑦ 直方の著作と明確な「湯武論」と、「拘幽操辨」の内容に矛盾する箇所がある。

⑧ 奥書が遙か後世のものならともかく、「拘幽操辨」の奥書

は直方生存中の貞享三年であり、そのやや前の闇齋・直方門人たる元周が「拘幽操辨」を直方の講説としている。

⑨ 奥書の文面からは「拘幽操辨」は元周の筆録と受け取られるが、元周は実際に聴講して筆録したのではなく、直方講説と聞いた「拘幽操辨」を単に書写し、「右佐藤氏直方雅丈講説 丹下元周録」と記したのではないか。

⑩ 実際は綱齋の講説を直方のものと誤伝されたのではないか。この奥書には何等かの行き違いが隠れているように思われる。

まず、①と②の奥書の年記について考察する。「拘幽操辨」奥書は森川知信が書写したものとこの点は阿部氏に同意したい。ただ、前掲「儒書聞書目録」を見ると、「拘幽操辨」の成立年らしき項目は空白であり、他の同項目にいくつか「不詳」とあるように「拘幽操辨」の同項目に「不詳」とは書かれていないものの、空白である時点で『儒書聞書』成立時には「拘幽操辨」の成立年が不明だったと考えられる。そうだとすれば、全集影印本の奥書に「貞享丙寅閏三月六日書写」とあるのは、森川知信が「拘幽操辨」を書写した時ではなく、これが叢書中最末尾に位置していたらしい所から推

察して、『儒書問書』自体の成立時を指すものではないか。しかし、この奥書が「拘幽操辨」成立時を指すにしろ『儒書問書』成立時を指すにしろ、「拘幽操辨」が貞享三年以前の成立である事には変わりなく、②にもある通り、「拘幽操辨」が貞享三年以前の、そう遠くない頃に成立しただろうという点についても阿部氏に賛同する。

さて、④以下の疑問は、「拘幽操辨」の内容と奥書の二点に集約できる。④⑥⑦は「拘幽操辨」の口調や細部の所説が直方の国体論や湯武放伐論、他の講説とは異質であり、実際は綱齋の講説ではないか、という内容的な疑問、⑧以下は元周筆録ではなく元周書写の可能性もあるのではないか、という成立に関する奥書への疑問である。

まず、④⑥⑦の内容の疑問について考える。まず、阿部氏が矛盾を感じた「湯武論」（享保三年（一七一八）成。韞蔵録卷十六所収だが、ここでは思想大系所収の本文による）の記述と、それに関連する「拘幽操辨」の記述を次に示す。なお、傍線は阿部氏が大系の解題において「湯武論」と「拘幽操辨」間で矛盾撞着を来すとして引用した箇所を示す。

愚儒共曰、（湯武の放伐は）我等共ノ手本ニハナラヌ。

対曰、ヨノレラガザマデアノマネセフト思フハ猿猴ガ月ヲ取ントスルガ如シ。推參至極ノ俗儒ドモメト大ニシカル。世ノ神儒合一ト意得タル儒先達モ、爰ガハキトスマヌ故ニ、孔子孟子ノ精ヲ出シテ云ヒラカレタ義理ヲ筵ヲ掛テヲ、ヒ、世ニシラセヌ様ニスル。夫ヲタワケタ諸生メラガ、有難イ、常道カラ見レバ湯武モハリツケ人ジヤ、鹿クラヒノ唐人メ、我邦正統万々世ノ御目出度風ヲシラセタイト云テ、何ヤラ書物ヲ作テ板行サセテ、諸人ノ眼目ヲ塞グ。嗚呼可<sup>（注26）</sup>レ悲哉。

〔湯武論〕\*括弧内は十河補

洪範皇極内篇ニ、父子有親、君臣有義、夫婦有別、——（長幼有<sup>レ</sup>序、朋友有<sup>レ</sup>信<sup>（注26）</sup>）、五品遜而大和合、皇極之世。堯舜父子之襄也。湯武ハ君臣ノ缺也。伏羲神農ハ日之中乎。堯舜三代時之中乎。此説尤好。ナンデモアレ、泰誓ニモアルトヨリ、惟<sup>レ</sup>天地万物父母、——（惟人万物之靈。直<sup>（注27）</sup>聰明作<sup>レ</sup>元<sup>（注28）</sup>后<sup>（注29）</sup>ニ元<sup>（注30）</sup>后<sup>（注31）</sup>ヲ作<sup>レ</sup>民ノ父母）。ソノトヨリ、君ハ天下ノ父也。ソレヲコロスハ我父ヲ殺スト同シコトソ。民ハ君ノ子、君ハ民ノ父母。故ニ齊家治国

平天下ノ章ニモ、我ヲヤニツカフルノ道ヲ以テ、スゲニ君ニツカヘヨトアルゾ。タトヘハ今ナンボウ悪人デモアロフト、マ、親ヲコロスモノハ、百人ノ中デ一人ゾ。ソレモアルカナイカゾ。只ムセフナ凡人ハ、トカフト云コトハナイゾ。キツカリト湯武ニ保元ニ為義ヲスルヤウナコトヲセイト云テモ、セヌハヅゾ。サレハコソ孟子ノ桃応ニ答ヘラレタガアノ道ゾ。スレバ君ハ民ノ父母ヨ。ソレヲコロスハナンボウ大中至正ジヤト云トマ、ヨ。我親ヲ殺ト云ヤウナ存ノ外ナコトハナイゾ。スレバ君ヲ殺シ〔弑〕の誤りか〕シヤウガナイゾ。奥ノ跋ニ引ケル郊特牲ノ吾ガ大事ノコトヲヨク云トツタモノゾ。君ニツカヘサマニ、紂王ナトニツカヘルハ、舜ノ瞽瞍ニツカヘルヤウデナクテカナハヌコトゾ。吾〔語〕の誤りか〕類ノ十三ニ、君臣ノ際、権不可略重、纒重則無君。チカフトコレゾ。サテソウベツ、唐ノ風ガ君臣ノ方ガ日本ノヤウニキツカリトセヌゾ。サテ湯武ノシカタガ、モハヤ此一事デ、アトニスキトハセヌコトゾ。ヨフヲモツテミヨ。孔子ノアノ如クテイヒ、程朱ノ説ガアノ如クナレバ、ヨシワレラテイニモセヨ、ソフ云合点ハアルコトゾ。ソノ上二人欲デドフノカフノト云ハ、論ハナイゾ。サルホド

ニ湯武ノヤウナ大聖人テナキニモセヨ、スコシ志ノアルモノハ、テツキリトセヌハヅソ。明ノ方遜志齋ガ事スルニ、湯王ノハマタサキニドフト云コトガナイニヨツテ、過トモイワレウガ、武王ガアノ口実ノ言ヲミナシタカ。ソレモマタ征伐ガムセフニ徒デナイ、ヨイト思フハヅモアレトモ、孔子ノテツキリトカウジヤト、未善善ノ論ヲ孟子ガミナシタカ。ミヌモヲチド、ミタモワルシ。サルホドニ東坡ガ何ノカノト云ゾ。是ミヨ、千載ノ一会ト云事ガ決然トシレルゾ。コフ云ネ〔根〕か〕ヲワスレテ、今ノ者ガ、モシサキニ此ヤウナコトガデキタラナントサバカフナド、云。山モミヘヌ坂ゾ。此（注悉）通屈段々ノコトヲ合点シテ、湯武孟子ハ謀逆人、イキバツケニカケテモ大事ナイト云コトゾ。サテ、太伯文王伯夷叙齊ヲ万代忠信ノ根トスルモ是ゾ。此スデノ明カナハ日本ソ。日本デハ伊弉諾・伊弉冉・天御中主ノ天祚ヲウケテ、ソレカラウツタツテ今ニイタルマデ、（注悉）ドフアラフト、王ノチカフト云コトハナイゾ。皆御子孫ゾ。

〔拘幽操辨〕\*括弧内は十河補

さて、先にも述べたが、阿部氏は、「湯武論」で直方が



「夫ヲタワケタ諸生メラガ（中略）諸人ノ眼目ヲ塞グ。」ときめつた対象は、「拘幽操辨」の「湯武孟子ハ謀逆人、イキバツケニカケテモ大事ナイト云コトゾ。（中略）皆御子孫ゾ。」ではないかとし、ここから「拘幽操辨」を直方の講説とする事に矛盾を感じている。「湯武論」は直方の著と明確であり、そこでは、湯武放伐を否定し我が国の皇統が正統でずっと続いて来たと誇る人を「タワケタ諸生」として批判している。また、「湯武論」で直方が、

（中略）放伐ハ権也、権ハ大賢以上道ト一ツニナツタ人  
ノスルコトアレバ、湯武ノ聖人タルハ少モ紛ル、コト  
ナシ。<sup>（注27）</sup>

と述べている事から、直方は、湯武放伐は聖人が行った権道だとしている事がわかる。しかし一方、右に引用した「拘幽操辨」傍線部分を見ると、一見、湯武放伐を否定し、日本の皇統が変わらず続いてきた事を誇るかの事を述べており、阿部氏の指摘通り、「湯武論」と「拘幽操辨」のどちらも直方の講説とするには一見相反してみえる。しかしそれは本当に矛盾しているのだろうか。

まずは、阿部氏が引用した箇所「湯武論」について考察する。「湯武論」は、享保三年九月に上京していた直方の談を岩崎直好が筆録した文、それを読んだ三宅尚斎の識、湯武放伐論に関する直方の書と尚斎の書、直方に呈した尚斎の書付に直方が識語を書いたものが収められている。阿部氏が引用した箇所は、湯武放伐論に関する直方の書からのものであり、「対曰、」以下が直方の言である。

直方はまず、湯武の放伐は自分達の手本にはならない、という儒者を痛烈に批判する。そして、神儒合一と心得ている先人の儒者も、「爰ガハキトスマヌ故二」、孔子や孟子が言い開いた義理を筵を掛けて覆い、世の人に知らせないようにする、とある。「爰ガハキトスマヌ故二」の「爰」とは、この前まで述べられてきた、湯武が聖人である事は、大賢以上かつ道と一つになった人しかできない権道である放伐を行った事で明確だ、という事を指す。孔子や孟子が言い開いた義理というのは恐らく、論語にある「子、韶を謂わく、美を尽くせり、又た善を尽くせり。武を謂わく、美を尽くせり、未だ善を尽くさず。」<sup>（述28）</sup>や、「湯武論」中でこの文章の前にある「孟子ノ註」（梁惠王下、齊人伐燕章の集註「一日の間も天命未だ絶えざれば、即ち是れ君臣。当日命絶れば、即ち独夫為り。

然に命の絶えるや否やは何を以て之を知らん。人情のみ。諸侯期せずして会する者八百。武王安んぞ得て之を止めんや。」等、湯武放伐に関する彼らの言説を指すと思われる。

以上の事から、右に引用した「湯武論」は、放伐という大賢以上しか成し得ない権道を為した湯武は確かに聖人だ、という事がわからない神儒合一の先人の儒者達が、孔子や孟子が言い開いた、湯武放伐を肯定するような説を世の中に知られないようにしてきた。湯武放伐は大賢以上が為した権道であり湯武は聖人であると知らない「タワケタ諸生メラ」が、常道から見れば湯武も「ハリツケ人」だ、君臣關係を守り皇統の万世一系が続いて来た我が国の「御目出度風」を知らせたいと言って、湯武放伐を否定する本を作って板行させ、諸人の眼目を塞いで湯武放伐は聖人が為した権道だという事、湯武が自分の主君を放伐するに至ったやむにやまれぬ心情や過程をわからなくさせる、という事を述べていると解釈される。ここでは要するに、湯武放伐を否定する人の、その否定方法を批判しているのだろう。

次に、「拘幽操辨」について考察する。

先に引用した「拘幽操辨」の傍線部直前にある、「此通屈段々ノコトヲ合点シテ、」の「此通」とは何を指すのか。

もう一度ここまでの内容を確認する。

二でも述べたが、「拘幽操辨」ではまず、『拘幽操』は君臣の大義を天下に明らかにし、湯武孟子の権道を論じつめて示したものである、と述べる。また、

扱這段ハ湯武ノ大聖人ノシラレタコトヲ、サアトイ、テ論シ出スカラハ、殊ノ外コマカナコトデ、ムセフニツイワルイナト、云コトデハナイゾ。(中略)湯武ノ放伐ノ段ニナツテハ聖人ノ上ニナウテカナハヌ経権一枚ノ権道デサバタコトゾ。

とある事から、「拘幽操辨」では、湯武放伐は権道としている事、湯武を聖人として扱っている事がわかる。しかし、この後、

・主君は天下の父であり、それを殺すのは自分の父を殺す事と同じである。

・湯武に、保元の乱で、義朝が実父である為義を斬つた事と同じ事をしると言ってもしない筈だ。だからこそ孟子が桃応に、「もし瞽瞍が人を殺したら、子である舜はど

うするのか」と問われ、「舜は天下を捨て、竊かに父を負うて逃れ、身を終るまで欣然として楽しんで天下を忘れる」と答えられたのが臣が主君に仕える道だ。そうであれば主君は民の父母であり、主君を殺す事はどんなにそれが正しい事だと言われてもやってはいけない。  
・紂王などに仕えるには、舜が瞽瞍に仕えるようではなくては出来ない事だ。

と、湯武放伐を批判するような意見を述べ、湯武の仕方がもはやこの一事で後にはつきりとしなない、湯武程の大聖人でないにしろ、少し志のある者は、何故湯武は家臣の身でありながら主君を放伐したのに聖人と称えられるのかわからないのだ、と湯武の仕方に対して疑問を投げかけるのである。

さて、ここで、先に引用した「明ノ方遜志斎ガ事スルニ、(中略)山モ見ヘヌ坂ゾ。」以下について考えていきたい。この記述については、例えば「明ノ方遜志斎ガ事スルニ、」の注では、思想大系本や内田本でも、頭注で「事スルニ意味不明。以下の句底本誤脱らしく、意味をなささない。」(思想大系本)<sup>(注30)</sup>「事スルニ、解シガタシ、」(内田本)<sup>(注31)</sup>と記され、後述するが、「湯王ノハマタサキニドフト云コトガナイニヨツ

テ、(中略)ミヌモヲチド、ミタモワルシ。」や「サルホドニ(中略)決然トシレルゾ」とある記述も、何らかの誤脱があるのか、意味がとりにくい箇所が多い。先述した通り、「拘幽操辨」は「拘幽操」講義の筆録である。筆録という、講師が口頭で話す事を記録するという性格上、何らかの字句が誤脱している可能性が高いが、「拘幽操辨」は原本所在が不明である為、原本を見て考える事ができず、確定は出来ない。よって、恣意的解釈の誹りは免れないが、この箇所の解釈について一つ仮説を立ててみたい。

まず、「明ノ方遜志斎ガ事スルニ」は、先述した通り思想大系本にも内田本にもあるように解し難く、意味が取れない。「事」という字には「仕える」等といった意味があるが、「明ノ方遜志斎ガ事スルニ」が何を指すのかはわからないが、方孝儒は、靖難の変の際、大敗して敵の燕王に捕らえられ、命を助ける代わりに即位の詔を書くように言われるも、自らの主君である建文帝への恩を忘れず、その頼みを断り処刑された忠義の臣である。家臣だった燕王が、自分の肉親であり主君だった建文帝を討つて帝位に就いた靖難の変と、主君への忠義を貫いて処刑された方孝儒というのは、「拘幽操」と湯

武放伐とどこか似た雰囲気を感じられ、「拘幽操」と湯武放伐について考える時、如何にも引き合いに出されそうである。しかしここでは、靖難の変について言及したり、方孝儒について掘り下げている訳でもない。ここではひとまず、「明の方孝儒は主君への忠義を以て仕えるのに」という意味でとっておく。

次の「湯王ノハマタサキニ（中略）ミタモワルシ。」の箇所もまた、意味がとりにくい。全集本の影印を見た限りだと、「湯武ノハマタサキニドフシテモト云コトガナイニヨツテ、過トモイワレウガ、」とあり、傍線を引いた箇所に見せケチがある程度だ。「湯王ノハマタサキニドフト云コトガナイニヨツテ、過トモイワレウガ、」は、「湯王の放伐は、湯王以前に家臣が主君を弑すという事がない為に過ちとも言われようが、」と解釈できるが、「武王ガアノ口実ノ言」が何を指すのか判然としない。しかし、この文の前後は湯武放伐の話であるし、恐らく武王が紂王を征伐するにあたっての言葉、「泰誓」を指すのだろうが、「泰誓」のどこを指すのか具体的な事はわからない。後に「ソレモマタ征伐ガムセフニ徒デナイ、ヨイト思フハツモアレトモ、」と、「それもまだ征伐は無駄ではない、良い事だと思ふ道理はあれども」と続くので、「拘

幽操辨」中で引用した「惟れ天地は万物の父母にして、惟れ人は万物の靈なり。亶に聰明なるは元后と作り、元后は民の父母と作る」<sup>(註)</sup>を指すのだろうか。「明ノ方遜志斎ガ事スルニ（中略）ミタモワルシ。」を解釈するに、「明の方孝儒は主君への忠義を以て仕えるのに、家臣である湯王が主君の桀王を追放した事は、湯王以前に同じ例がない為に過ちとも言われようが、武王の「泰誓」にある「天地は万物の父母であり、人は万物の靈長である。本当に聰明な者は主君となり、主君は民の父母となる。」という言葉を見なかったのか。武王のその言葉を見てもまだ、征伐は無駄ではない、良い事だと思ふ道理はあれども、孔子がはつきりと「武未だ善を尽くさず」と述べているのを、孟子は見なかったのか。見ていない為に湯武の放伐を肯定しているなら見ぬも落ち度であり、見た上で湯武の放伐を肯定しているなら見たのも悪い。」となる。些かこじつけた解釈であるが、要するにここでは、湯武放伐を肯定する孟子に対する批判を述べているのだろう。

この後に続く、「サルホドニ東坡ガ何ノカノト云ゾ。是ミヨ、千載ノ一会ト云事ガ決然トシレルゾ。」について、浅見綱齋編『拘幽操附録』（元禄五年（一六九二）刊）に引かれている蘇東坡の説を見ると、蘇東坡は湯武放伐については否

定的であり、殷の人々は紂王の暴虐な政治により殷の先七王の徳を思う余裕がなく、武王が紂王を征伐し、天下がほぼ定まるに及んで、殷の先七王の徳を思う事父母の如く、「雖<sub>下</sub>以<sub>二</sub>武王周公之聖<sub>一</sub>相繼撫<sub>上レ</sub>之、而莫<sub>二</sub>能禦<sub>一</sub>也。」<sup>(注34)</sup>と述べている。この事から考えるに、殷の人々が先七王の徳を思う余裕が無い程、紂王が暴虐な政治をしていたという事であり、だからこそ放伐するのに「千載ノ一会」である事がはつきりとわかる、と解釈できないか。「東坡ガ何ノカノト云ゾ」が、果たして『拘幽操附録』に引用されていた蘇東坡の説かは断定できないが、少なくとも、湯武放伐が千載一会の機会だと述べているあたりは、先程まで述べていた「明ノ方遜志齋ガ事スルニ(中略)ミタモワルシ。」とは打つて変わり、湯武放伐を肯定するような意見である。また、湯武の放伐は滅多に巡り合えない機会である、と直方が考えていただろう事は、「湯武論」にある、

湯武ニチリ程デモ天下ニ望ノアツタテナイト云コトハヨク誰モ合点シタコトゾ。スレバ何トシテアノ様ナコトヲセラレタゾト云ヘバ、桀紂ガ暴虐至ラザル所ナク、民ヲ煎リアグル様ナ其時節ヘ生レラレタ故、ソコデ天カラ云

ツケテ放伐セラレタゾ。時節ガ此ツボヘ打コンデ来タ故、湯武ニ限ラズ、ドノ聖人デモ此場ヘ出ラレタレバ、アノ様ニセネバナラヌゾ。<sup>(注35)</sup>

という記述によつてうかがえる。また、「易卜籤筆記付出処論」(韞蔵録巻五、成立年不詳、天和三年(一六八三)以後<sup>(注36)</sup>)に、主君を弑さなかった文王も、主君を放伐した湯武も天理とした直方は、「或人」が天へ、主君を弑さない筈というのも主君が悪ければ殺すというのも天理といえ、どちらも片付かない訳がない事であり、天理には似合わない成され方である、という訴えに対し、直方は、「天答云」として、

ソレハコチノ勝手次第ニスルコトジヤ。下デハ湯武ニカマイナク只此方ヨリ云付ルコトヲ守テオレ。微塵モ肉身ノ働キハナシ。天下ノ人ヲ難儀サセルイタツラ者ハ此方ニハ立テラカヌ理ナリ。(中略)湯武ガ難儀ニ思フハ不便ナレトモ、ソレハ湯武ガ聖賢ノ徳ヲソナヘタフセウ〔武將〕の意か)ナレバ辞退ハナラヌコトナリ。能ク合点シテ見ヨ。此方ニモ無徳ノ人ニハ放伐ヲ云付ケハセヌ、徳人ガナケレバイツ迄モ革命サセズニ置クナリ。ナ

ガラヘテモ数千年ノ後デモ見ヨ、聖賢ノ徳ナク紂ニサノ  
ミカハラヌ人ガ出テ其君ヲ放伐シテ天下ヲ革ル時節モア  
ラフカ、ナレトモソレハ此方カラ云付タデハナイ。悪人  
トモノツカミ合ナリ。<sup>(注37)</sup>

(\*括弧内は十河補)

と述べ、湯武が治めたように庶民が安堵する事は無いだろう、  
と続けている。これらの事から、直方が湯武放伐を時節に合  
った良い機会である、と認識していた事がうかがえる。「拘  
幽操辨」の、「サルホドニ東坡ガ何ノカノト云ゾ。是ミヨ、  
千載ノ一会ト云事ガ決然トシレルゾ。」は、「それで蘇東坡が  
何のかのと言うぞ。これで見よ、湯武放伐は滅多にない機会  
という事がはつきりとわかるぞ」と解釈でき、湯武放伐が滅  
多にない機会という事は、湯武放伐は滅多に起こらない事、  
要するに主君を殺す事は常道ではなく、湯武放伐は非常時に  
於いて聖人が行つた権道だ、という事を示すのだろう。

さて、次に続く「コフ云ネ(「根」か)ヲワスレテ、今ノ  
者ガ、モシサキニ此ヤウナコトガデキタラナントサバカフナ  
ド、云」の「ネ(「根」か)」、つまり「こうした根本的な  
事」とは、何を指すのか。

この記述の前まで主に述べられてきたのは、主君殺しの否  
定と、主君を殺した湯武のやり方への疑問と批判、湯武放伐  
は滅多にない機会だ、という事だ。ここから考えるに、「こ  
うした根本的な事」とは、家臣が主君を殺してはならず、君  
臣の秩序は保つべきであり、湯武放伐は非常時に於いて聖人  
が行つた権道だ、という事を指すのではないか。よつて、  
「コフ云ネ(「根」か)ヲワスレテ(中略)山モミヘヌ坂  
ゾ。」は、主君を殺してはならず、君臣の秩序は保つべきで  
あり、湯武放伐は非常時に聖人が行つた権道だ、という根本  
的な事を忘れた人が、この先湯武放伐と同様の事が起きたら  
どう裁くか、等と言うのはそもそも議論の入り口にも立って  
いない、と批判していると解釈でき、「コフ云ネ(「根」か)  
ヲワスレテ」以下は湯武放伐や孟子を無闇に否定する人への  
批判を述べていると思われる。

よつて、「此通屈段々ノコトヲ合点シテ、湯武孟子ハ謀逆  
人、イキバツケニカケテモ大事ナイト云コトゾ。」という記  
述は、君臣の秩序は保つべきだが湯武放伐は聖賢のみが行え  
る権道だ、という根本的な事を忘れた人が、主君は天下の父  
だから殺してはならない、等といった理屈を理解して、湯武  
孟子は謀逆人、生きたまま磔にしても構わない、と言うのだ、

と述べていると解釈できる。「此通屈段々ノコトヲ合点シテ、(中略)大事ナイト云コトゾ。」は直方自身の主張ではなく、湯武放伐や孟子に否定的な人の意見を直方が言ってみせているのだろう。「此通屈段々ノコトヲ合点シテ、(中略)大事ナイト云コトゾ。」が直方自身の主張でないのなら、そもそも先に引用した「湯武論」にある傍線部の主張とは矛盾しない。先程まで見てきた「明ノ方遜志齋ガ事スルニ(中略)ミタモウルシ。」は、家臣の身でありながら主君を放伐した湯武と、湯武放伐を肯定する孟子への批判意見を直方が言ってみせているだけなのだろう。湯武放伐は聖人が行った権道だが、普通ならば家臣が主君を弑すのはあってはならない事だ、主君は民の父母であり殺してはならない等といった理屈で考えると、湯武放伐は大罪であり、聖人と称される湯武が何故主君を放伐したのかわからなくなり、方孝儒や、孔子の「武王は未だ善を尽くさず」という論等を見て、湯武孟子は謀逆人であり、生きたまま磔にしても構わない、という結論に至る過程を「サテ湯武ノシカタガ、(中略)大事ナイト云コトゾ。」で示しているのではなからうか。

直方が湯武放伐も「拘幽操」にみられるような主君への忠義を尽くす姿勢のどちらも肯定し、その上で、普段守るべき

は主君への忠義を尽くす常道である、としていた事は「易卜籤筆記付出処論」、「中国論集」(輻蔵録卷十四、小野信成編、同人の宝永三年(一七〇六)十月上流の識語あり)の次の記述からうかがえる。

湯武ノ桀紂ヲ伐モ天理ノ命ナレトモ其証拠ニハ諸侯不期而会スル者八百ヲ引クトナリ。(中略)扱主君ハイカ程悪デモ臣下ノ身トシテ伐クトハナイト云モ天理ナリ。文王ノ天王聖明、君不レ君不レ可二以不レ為レ臣ガ天理当然ナリ。然レバ湯武ノ放伐モ天理ナレバ、天理ニ差支ヘアル様ナレトモ、ソコガ天理デ少シモツカヘヌナリ。湯武ガ少シデモ我肉身ヲマジヘテスレバ天理之大罪人ナリ。湯武ノ方ニ肉身ノ私少シモナケレバ、ドチラヘシテモ天理ナリ。<sup>(註38)</sup>

(「易卜籤筆記付出処論」)

サテ有徳ノ人アリテ天下ノ帰服シテ君ト仰ケハ、周ノ子孫ハ夫迪ニテ有徳ノ人ガ天子也。若シ其有徳ノ人ガ周ノ子孫ノ中テ賢者ヲ取立テ主君ト仰キテ、我其臣ニナリテ天下ヲ治ル時勢アラハ、ソレコソ君臣ノ常義ニテ湯武ノ



権道ニモマサリ、善美ヲ尽ス道ニシテ此乃拘幽操ノ意、  
 秦伯文王ノ事万世不易ノ常道也。武王モ此ヲ知り給ハヌ  
 筭ハナケレトモ、アノ時ハ権道テ天理ニ合フナラン。爰  
 ニ至テハ大賢以上ノ変格ナレハ吾人ノ知ルコトニ非ス。  
 (中略) 権モ天地ノ道ニシテ大賢以上ノスルコトナレハ、  
 文王テモ権ヲ行ル時アル筭也。中庸或問ニ、堯舜之禪讓  
 湯武之放伐無適而非常矣ト云ヘリ。メツタニ湯武孟子  
 謀逆人ジヤハリツケジヤト云ハアラヒ論也。サテ如此  
 一々ニ吟味ヲカタハシカラツメテ旧ニ依テ湯武ノ放伐ハ  
 変也、常ニ非スト意得レハ至親至切之所マテ疑ヒナシ。  
 (中略) 吾党テハ拘幽操シヤト云テメツタニ聖賢ヲ詆毀  
 ス。放伐至徳優劣ノ評判ハ孔子ノ定メ置レ、革命従天天  
 史権道聖言尤明ナリ。熟読シテ其アヤヲヨク知り、ワキ  
 マヘベキコト也。<sup>(注39)</sup>

〔中国論集〕(全集第一巻より翻刻)

とある。まず、「易卜籤筆記付出処論」を見ると、どんなに  
 主君が悪人でも家臣が主君を討つてはならないというのも天  
 理であり、湯武が少しの私心もなく放伐を行ったのも天理だ  
 としつつも、「拘幽操」にみえる文王のように、どこまでも

主君に忠義を尽くす事が天理当然だとしている。次に、「中  
 国論集」を見ると、徳のある人を天下の人々が主君だと仰げ  
 ば、周の子孫ではなくその有徳の人が天子となるが、もしそ  
 の有徳者が、主君である周の子孫の中から賢者を取り立てて  
 主君とし、自分はその家臣となって天下を治めるといふ事が  
 あれば、それこそ君臣の常義であり、湯武放伐に勝る拘幽操  
 の意である、と述べている。

以上の事から、直方は決して「拘幽操」に対し否定的では  
 なく、文王も湯武も聖人であると認めており、どこまでも主  
 君への忠義を尽くす文王の心情を詠う「拘幽操」と、自らの  
 主君を放伐した湯武放伐という矛盾した事柄を、どちらも聖  
 賢が行った事だと肯定するも、天理当然であるのは文王の  
 「拘幽操」にみられる「天王聖明」だとしており、湯武放伐  
 より重んじている事がわかる。

また、「忠孝不<sub>二</sub>両全<sub>一</sub>辨」(韞蔵録巻五、成立年未詳)に、

又問、君ヲバ天カラ其臣ニ命ジテ殺サスルコト、湯武天  
 史ノ如シ。コレハ天カラ父ヲ殺サセヌ道理ト異ナレバ、  
 君父同ジコトトハ云ハレヌ。如何。曰、君父同ジコトト  
 云ヘトモ、君ト父トノ別アレバ、ソレ程ノ違ヒハアル筭



ナリ。君ト云モノハ天下中ニイクトリモアリ。事ヘテヲルウチハ君一人ニシテ外ニハナケレトモ、イトマヲトレバ他人ナリ。一タビ君トシテハ、浪人シテモ其君一人ガ君ジヤト云コトニ非ズ。孔子モアレコレニ仕ヘタマヒシコトアリ。王蠋ガ不レ事<sup>二</sup>君<sup>一</sup>ト云ハ、君ノ仇ニ事ヘヌ方ヲ主トシテ云タモノナリ。(中略)ヒタト主君ヲトリカユルハ非ナリ。サレトモ事ヘテ義理ニ合ヌコトアツテ不レ得レ巳主君ヲ取カユルコトハ、君子モスルコトナレバコソ、孟子ニ浪人シテ又事ルノ贅ヲ持參スルコトアリ。旧君ノ服モアリ。コレカラ見レバ、父ト君トハ異アリ。父ノ如キハ天地ノ間タゞ一人ナリ。取カユルコトハナシ。孟子ノ一本ト云ハル、ハコ、ヲ云フタモノナリ。故ニ天カラモ子ニ父ヲ殺サスルコトハナイ筈明ナリ。君ハ相手ガ多キユヘニ誅<sup>二</sup>一夫<sup>一</sup>紂<sup>一</sup>不<sup>レ</sup>聞<sup>レ</sup>誅<sup>レ</sup>君ト云獨夫ト云論アリ。父ニハサウシタ論ハナシ。

という記述がある。「忠孝不<sup>二</sup>両全<sup>一</sup>辨」は、最初に程朱の言説を各一条ずつ挙げ、それに対する直方の説と、或人の間に直方が答える、という形式の文章である。よって、「曰、」以下が直方の言説となる。この説をみると直方は、主君と実の

父は違うものである、と捉えていた事がわかる。

さて、「拘幽操辨」に戻る。次に、「拘幽操辨」の「日本デハ(中略)皆御子孫ゾ。」以下について考察したい。「皆御子孫ゾ。」以下は、

ナンボウ武烈ノヤウナ悪王デモ、トツテステヌゾ。サレバコソ朝敵ト云テ一度モエシトゲヌソ。日本デモ太平記ノ時分ニハ、アノ通りナレトモ、アノ如クニヤハリ天子ハアツタゾ。アチノハ堯亡テ舜ツギ、舜取天下、ソレカラ皆チギレタゾ。コレデミヨ。余ノコトハナントアロフト、本ガマヅアチニ日本ハマサツタト云コトガ、キツシリトシレゾ。<sup>(注4)</sup>

と続き、まるで皇統の万世一系を認めるかのような事を述べている。しかし、これは別段、直方の他の講説と異質という訳ではない。

「中国論集」をみると、

日本テモ後醍醐天皇ノ吉野ノ皇居ハ正統也。尊氏カトリタテタル北朝ハ正統ニ非ス。コレテ見レハ日本正統テ

ツ、イタト云レヌコト也。此道理ヲ知サル人ハ奪取タル天下ニテモ同姓ノ中ナレハ正統ノ繼トス。日本天子ノ姓ハカハラザレトモ今迄ノ天子ヲラシノケ取ニシキ人ノ取タルハ即チ篡奪弒逆ニシテ漢ノ天下ヲ魏カ取タルト同コト也。日本ノ王位此類甚多シ。正統ハ絶テモ姓ノカハラサルヲ以テ万々世正統カワラズ、万国ニスクレタルト云ハ俗論也。サテ日本デハ、神武以來聖賢ノ徳アツテ湯武天使ノ任ニアタル人ハナシ。日本デ天子ノ御筋目ヲ立テヲクハ、国風ノ律儀ナル也。徳カラシタコトテモ神代ノ光ト云コトデモナシ。其風俗ノナリニ従フタト云モノ也。君ヲ尊フノ義ヲ知テノコトデハナシ。其国ノ風ニハイロくノコトアルモノ也。(注43)

とある。右の引用をみると、日本の皇統は正統が絶えず続いてきた訳ではなく、姓が変わらず王が続いて来たといつても弒逆篡奪の類は甚だ多かった、と述べ、正統は絶えても姓が変わらなかつた事を以て万々世正統が変わらず、日本は万国に優れているというのは俗論だと切り捨てている。しかし、日本は国の風俗が律儀だつた故に神武天皇以来、湯武のように聖賢の徳を以て放伐を行う者はおらず、日本で皇統が続いて

来たのは、徳からした事でも主君を尊ぶ義理を知つた事でもなく、ただ国の風俗に従つたからだ、と述べている。ここから考へるに、直方は、皇位継承にあたり、徳や義を知らず、弒逆篡奪が多々あつたにも関わらず易姓革命が起らなかつた日本の風土と、徳や義を知りながらも、易姓革命が起こる中国の風土は根本的に違ふ、と捉えている事がうかがえる。姓が変わる事無く今に至るまで日本で皇統が続いてきたという事は、たとへ徳からした事でも主君を貴ぶ義理を知つた事でも無くても、主君を弒した家臣が現れなかつたという事だ。右の「中国論集」引用部分からは、日本の皇統は絶えず正統が続いて来た事は否定しているものの、日本の皇統が姓の変わる事無く続いて来たのは、日本の風俗が律儀だつたからだとして、皇統が続いて来た事自体を否定している訳では無い事がわかる。皇位が継承されてきた事自体と継承の仕方という問題はまた別の事であり、直方は連綿と続く皇統を戴く事自体は否定してはなかつたのではないか。湯武放伐のように、臣下が主君を放伐するという権道は大賢以上でなければ行われず、古来より五倫の法が行われてこなかつた日本(注43)においてそうした道理から外れる行為がなされなかつたという事は、直方といへども認めざるを得なかつただろう。

また、荒木見悟も「拘幽操」の足跡——韓退之より崎門学まで——<sup>(注4)</sup>という論文の中で、「拘幽操辨」の「サテソウベツ……キツカリトセヌゾ。……サテ泰伯……皆御子孫ゾ。」を引いて、

ただ直方がこれに続いて、「サレバカノ武烈ノヤウナ悪王デモトツテストエヌゾ」とのべているように、連綿たる皇統がすべて聖王であったという保証はない。「拘幽操」にうたわれている文王ほどの聖天子があつたかどうかということよりも、これを放伐しようとする臣下があらわれず、名分が保たれたことに重点をおいているわけである。<sup>(注5)</sup>

と述べている。荒木氏の説と、先程みた「中国論集」の説とを合わせて考えるに、「拘幽操辨」での「日本デハ伊弉諾・伊弉冉・天御中主ノ天祚ヲウケテ、ソレカラウツタツテ今ニイタルマデ、ドフアラフト、王ノチカフト云コトハナイゾ。皆御子孫ゾ。」以下に見られる日本の皇統が続いてきた事を肯定する記述は、直方の講説としても異質ではないと考えられる。

以上の事から、阿部氏が思想大系の解題にて引用した「湯武論」と「拘幽操辨」の説は矛盾せず、内容的にみて、「拘幽操辨」は直方の講説としても問題はないと言えるだろう。

最後に、「拘幽操辨」の奥書の問題に入る。阿部氏は、「右佐藤氏直方雅丈講説 丹下元周録／貞享丙寅閏三月六日書写」とある奥書について、従来は直方の講義を聞いた丹下元周の筆録とされてきたが、元周は実際聴講して筆録したのではなく直方講と聞いて「拘幽操辨」を書写し、「右佐藤氏直方雅丈講説 丹下元周録」と記したのではないか、この「録」は書写の意味に解されなくもない、とし、実際は浅見綱齋の講説を直方講説と誤伝したのではないかと述べている。

しかし、あくまで管見の域を出ないが、千葉県文書館で上総道学の講義録等を確認した限りでは、書写した際は「写」、筆録の場合は「録」と、きちんと分けて書かれている場合が多く、筆録した年記を示す場合、大抵、筆録した年月日の後に筆録者の名前が書かれていた。あるいは書写の意味で「録」と書く場合もあるのかもしれないが、いずれにせよこの「拘幽操辨」が直方講と伝えられているのは変わりなく、余程の否定材料がない限り、元周筆録としておくべきだろう。

実際は綱齋の説ではないか、という阿部氏の疑問は、「拘幽操辨」の内容は、先程まで見た通り、直方の他の講説と特に矛盾はなく、「拘幽操辨」に述べられている説を直方のものとしても特に異質ではない、といえる為、綱齋の説である可能性は低いとして良いだろう。

以上の事から、「拘幽操辨」は直方の講義としても問題は無いと言える。

### おわりに

佐藤直方という人物は、何かと誤解されやすい人のように思う。例えば、今まで引用してきた「中国論集」、大雑把にいつてしまえばこれは、中国夷狄というのは地理的に言ったものではなく、道徳や風俗の良し悪しによるものであり、中国を「中国」とし、日本を「夷狄」とする事を非とした論を直方が批判したのだが、直方は決して日本を軽んじた訳ではない。それは「中国論集」中にある、

中国夷狄ト云ハ、根本聖人ノ立言ニテ外ノ国テハ云ハヌ  
コトナルニ、儒書ヲ読ンタカニテ、中国ハ善、夷狄ハ悪

ト云コトヲ知テ、我生レシ国ヲヒイキスル存念ハ殊勝ナ  
レトモ天下ノ公理ヲ知ラヌ。聖賢成説ヲ変乱スルニ陥ル  
ハ、ニカ／＼シキ（苦々しき）コト也。中国夷狄ヲ道徳  
ノ盛衰テ云ハ、今ハ唐カ中国、今ハ朝鮮カ中国ト、ヒ  
タト場所カ変ルヘシ。（中略）文王武王ノ様ナル聖人ガ  
ナクテモ中国ノ名ハカワラヌゾ。（中略）聖人カ我生国  
ヲホメテ中国ト云、外国ヲ夷狄トイヤシムト云ハ、聖  
人私意ノ甚シキト云モノ也。今ヨク合点シタル人ハ、唐  
ハ中国、日本ハ夷狄ト古昔カラ一定シテアルトイヘトモ、  
外ノ夷狄ハシラズ、日本ニライテハ唐ニモヲトラヌ処ア  
リ、我ハ日本ニ生レタレトモ実ニ学問ニ志ヲ立テハ聖賢  
ニモ至ヘシ。其時ハ唐中国テモ、ハチ入ル（恥入る）ベ  
シト心得ヘシ。<sup>（註46）</sup>

（\*括弧内は十河補）

という直方の主張によって明らかである。

こうした、一見矛盾しているような説は「韞蔵録」中に散見する。全集の「著書解説」で池上氏は、「韞蔵録」についで、

本書は見様に依つては随分矛盾した様な説に行当るが、是は見人説法の一結果で、決して矛盾はしていない。此の学派では学の程度に依つて「先づ」「可」と云い、他日の進歩を俟つて再び前の説は「不可」と説くことがよく行はれる。黙齋先生の門人某が、黙齋先生に向ひ、「拙者は学問と行いとを別々に致します」と云いしに対し黙齋は、その進境を大いに賞した。他日某が「先生学問は全く知行一致でござります」と云いしに対し、黙齋は再び大いにその進境を賞して<sup>(注七)</sup>いる。

と述べている。

また、浅野明光による興味深い記述を紹介しておこう。

問題の資料は、神道討論神代講習と題するものである。二部を一冊に綴れるもの、故に表紙に「二巻」ため一冊の文字あり、尾張藩東照宮祠官吉見幸和の自筆になるものである。神道討論は一丁表に元禄十六未八月に録せる旨の文字あり、神代講習は二十三丁表より始り、二十二丁表に「元禄十六未八月從長野氏記垂加先生之傳習」の文字がある。而して一丁裏に「垂加先生傳」佐

藤五郎左衛門<sup>一</sup>佐藤氏傳<sup>二</sup>長野只四郎丈<sup>三</sup>長野氏所談之義趣今某記<sup>レ</sup>之恐有誤聞之失<sup>一</sup>とある文字が、我々をして目を注がしめる。(中略)然も同二書裏に「垂加先生傳略」を載せ、その最後の一條には、「垂加神道弟子正親町大納言 下賀茂ノ神家梨ノ木民部 稻荷社家——下御霊社家出雲路民部 儒家ニテ佐藤五郎左衛門<sup>酒井河内殿ニテ××人</sup>也浅見十次郎<sup>備前備後</sup>等に傳授セラレタリ五郎左衛門十次郎ハ儒学ヲ表ニナスユヘ神学ノコトハ先ツ不レ説レ之」と記し<sup>(説×印×轉シ)</sup>、網齋及び直方が垂加神道傳授を受けながら、儒学を表にして、神道を説かざる旨を明記してゐるのであり、以て前記事項の裏付けとなし得る。<sup>(注八)</sup>

驚いた事に、直方が垂加神道の伝授を受けていたというのだ。直方が闇齋に破門された原因の一つに、垂加神道を批判した為だという説があるにも関わらず、である。浅野氏の注によると、ここで引かれている「神道討論神代講習」という資料は名古屋市立図書館(現・名古屋市鶴舞中央図書館)所蔵とある。しかしながら、名古屋市立図書館は昭和二十年(一九四五)の大空襲により本館全焼、書庫半焼の被害を受けており、鶴舞中央図書館に問い合わせたところ、「神道討論神代

講習」は吉見文庫の中にあつたようだが、空襲の際焼失した図書目録の中に「神道討論 吉見幸和編 寫本（合綴、神代講習）（編者自筆稿本、長野只四郎、講義・筆録あり）」との記載がある為、残念ながら焼失してしまつただろう、との旨の御回答を頂いた。故に、その内容が窺えるのは管見では浅野氏のこの論文のみである。もつとも、浅野氏は、直方は結局、垂加神道には反対したと結論づけているが、事実だとすれば従来直方観を見直すべき点としてつと注目されてよい。

このように見て来れば、一見矛盾した様な説でも、直方の中では道理が通つており、部分的に直方の説を見るから矛盾が生じるのであつて、大局的に見れば実は矛盾はしていない、というのが直方の考えなのだろう。今回考察した「拘幽操辨」も、また然りである。

湯武の放伐を是とし、赤穂義士の敵討ちを、吉良は赤穂義士の敵ではないと言つて批判し、神道を批判する等、直方のイメージには論理だけでつきすすむ如きラジカルさがつきまとう。しかし、それは決して軽んじて批判している訳ではなく、彼なりの道理に則り、あれこれ熟慮した上で批判しているのは「拘幽操辨」でも見た通りである。佐藤直方という人

物は、物事を感情的な面と論理的な面とに分けて考えられる、随分と理性的な人だったのでないだろうか。この人物の従来印象は、もう一度払拭してかかる必要があるだろう。

注

- (注1) 西順蔵・阿部隆一・丸山真男校注『山崎闇齋学派』(日本思想大系31)(岩波書店、昭和五十五年三月) 五二七―五二八頁参照
- (注2) 日本古典学会編『増訂 佐藤直方全集』第三卷(べりかんど社、昭和五十四年十一月) 一三八頁
- (注3) 思想大系本 五四一頁―五四二頁参照
- (注4) 思想大系本 五四二頁
- (注5) 全集本第三卷 四七七―四七八頁
- (注6) 伝記学会編『増補 山崎闇齋と其門流』(明治書房、昭和十八年五月) 所収
- (注7) 『増補 山崎闇齋と其門流』七十六―七十七頁
- (注8) 思想大系 二〇一頁
- (注9) 谷省吾『垂加神道の成立と展開』(図書刊行会、平成十三年五月) 一〇一―一〇二頁参照
- (注10) 『拘幽操合纂』・『拘幽操合纂統編』は、どちらも巻頭は闇齋編「拘幽操」である。前者には浅見綱齋講述・若林強齋筆記「拘幽操師説」、講者筆者不明の講義が二本、浅見綱齋輯録「拘幽操附録」、山宮雪樓編輯「拘幽操輯註」が、後者には佐藤直方・丹下元周筆記「拘幽操辨」、稲葉黙齋・花澤文二筆記「拘幽操講義」、櫻木闇齋・熊野篤行筆記「拘幽操師講」、三宅尚齋・留守友信書写「拘幽操講義」、留守希齋・内田周平校点「拘幽操困学録」、浅見綱齋・若林強齋筆記「拘幽操師説」、講者筆

者不明の講義が一本、小出惟知・内田周平刪訂「拘幽操集解」が収められている。なお、後者に収められた綱齋の「拘幽操師説」は、前者に収められた綱齋の「拘幽操師説」の別本である。

〔注11〕以下、巻数の表記が無い場合、全集本とは「増訂 佐藤直方全集」第三巻を指す。なお、全集本の増訂版に収録されている「拘幽操辨」は本文中の一部が空白となり、欠けている箇所があるが、そこは旧版を参照して補った。

〔注12〕全集本 一三六頁

〔注13〕思想大系本 五三九頁

〔注14〕『山崎闇齋の研究』五二二頁

〔注15〕日本古典学会編『続山崎闇齋全集』下巻（日本古典学会、昭和十二年六月）一六八頁

〔注16〕『垂加神道の成立と展開』一〇〇頁。なお、ここで引用した文章には本来注がついており、その注では、差里に幽閉された文王の心事に関する闇齋の関心が見える、明らかに「拘幽操」にもとづいた行文として、本稿でも述べた『大和小学』の「○文王何の罪かあらんに（中略）たふとく覚え侍る。」が挙げられている。

〔注17〕

田中蛇湖「佐藤直方先生」（増補 山崎闇齋と其門流所収）六十五〜六十六頁参照。また、全集本第一巻「佐藤先生年譜略」（十頁）の寛文十年の次の条に、「明年（寛文十一）辛亥、十一月二十三日。再上京師見山崎先生。」とある。全集の「解説」に「寛文五年十六歳始めて学に志し、（中略）遂に寛文十二年（先生二十二歳）十一月二十二日、闇齋先生に見えてその門下生となるを得た。」（四七二頁）とあるのは、「寛文十一年」の誤植だと思われる。

〔注18〕

全集本 四八二頁参照。なお、『増訂 佐藤直方全集』

〔注19〕

全三巻の編集には、少なくとも池上氏と梅澤氏が関わっていた事は確実である。千葉県文書館所蔵「増補 佐藤直方全集刊行の沿革」（N.O. 212鎌倉家文書、ア131、昭和六十年（一九八五）三月二十五日梅澤氏筆）によると、昭和五十三年（一九七八）春に「佐藤直方全集」再刊の話があった為、増補刊行する事とし、池上氏と電話をしてその事を承諾し、梅澤氏一人で実行するも、翌昭和五十四年（一九七九）、同氏は病気で入院してしまふ。その為、旧版を校正せず、跋文は、「六編韞蔵録」と解説が脱落したとある。同館には、増訂版に載せる筈だったろう梅澤氏による跋文の草稿がいくつかあり、管見の限り最も修正が完了しているものが「佐藤直方全集増補刊行跋文」（N.O. 212鎌倉家文書、ア133）である。それを見ると、「則ち旧版韞蔵録の統拾遺に続き四編韞蔵録及び尾関當補所編の五編、並びに予が若年當時所編の六編韞蔵録の中より旧版収載以外尤も肝要なるものを増補し又底本或は収録の次序を一部改め、之に伴ふ解説の追補を為し以て後進の責に任ずること、せり。」とあり、「増補 佐藤直方全集刊行の沿革」中にあつた、増訂版を刊行する際脱落してしまつたものとは、この跋文と、ここで引用した「六編韞蔵録……」以下の事を指すのだらう。また、ここで梅澤氏が述べる「解説」とは、旧版にも増訂版にも収録されていた池上氏の「解説」とは別に、梅澤氏が書く予定のものだったのではと思われ。なお、「四編韞蔵録」「五編韞蔵録」は増訂版に収録されている。

思想大系本にある、「皆御子孫ゾ。ナンボウ武烈ノヤウナ悪王デモ、トツテステヌゾ。」という記述について、全集本では「ナンボウ武烈ノヤウナ悪王デモ」の部分が欠けており、全集本の旧版ではその部分を隠すよう



に線が引かれてはいるものの、辛うじて「ナンボウ武烈ノヤウナ悪王デモ」と読める。これは全集本の旧版が刊行されたのが戦時中であり、検閲が厳しく、数ヶ所削除したためである（増訂版池上氏序文参照）。全集本の増訂版でこの部分が補われなかったのは、前注でも述べたように、梅澤氏が病で入院してしまっただろう。思想大系本では特にこの部分について注を振っていない。また、大系本が出版された年は昭和十五年、全集本は同五十四年、旧版は同十六年に出されている。これらの事から考えるに、思想大系本所収の「拘幽操辨」の底本となったのは旧版の全集本所収の「拘幽操辨」だったのではないか。ただ、旧版と増訂版に収録されている「拘幽操辨」は筆跡も内容も同一であり、「ナンボウ武烈ノヤウナ悪王デモ」という部分が欠けている事以外に異同は無い。

(注20)

全集本と思想大系本は、奥書に「右佐藤氏直方雅丈講説 丹下元周録／貞享丙寅閏三月六日書写」とあり、内田本は巻頭に「拘幽操辨／佐藤直方先生辯 門人丹下元周録」、本文末に「(原本巻尾署曰、貞享丙寅三月六日寫)」とある。

(注21)

平成二十五年(二〇一三)、半田市新美南吉記念館にあった森信三記念室が半田市立博物館に移設された。

(注22)

思想大系本 二二〇頁

(注23)

思想大系本頭注(二二二頁) 参照。山崎闇斎『洪範全書』(寛文七年(一六六七)刊)「洪範皇極内篇」巻之下「日本古典学会編『続山崎闇斎全集』中巻(日本古典学会、昭和十二年五月)三一頁」より補った。

(注24)

思想大系本頭注(二二三頁) 参照。小野沢精一「書経」(下)〈新釈漢文大系第26巻〉(明治書院、昭和六十年四月)四五頁より補った。

(注25)

思想大系本頭注に「意味不明。衍字か。」(二二五頁)とあり、同じ箇所の内田本では、「屈」の字は入っていない。「屈」は衍字か、「屈」の前に「理」が入って「此通、理屈段々ノコトヲ合点シテ」となるのか、いずれも推測であり判然としない為、ここでは「屈」は衍字として扱う。

(注26)

全集本 一三七―一三八頁

(注27)

思想大系本 二二〇頁

(注28)

金谷治訳注『論語』(岩波書店、昭和三十八年七月)五〇―五一頁

(注29)

思想大系本頭注(二二八頁) 参照。括弧内は二二八頁の補記による。

(注30)

思想大系本 二二五頁

(注31)

内田本 三才

(注32)

書き下しは『書経』(下)〈新釈漢文大系第26巻〉四五頁による。

(注33)

思想大系本頭注(二二五頁) 参照

(注34)

思想大系 二〇九頁

(注35)

思想大系本 二二六頁

(注36)

「易ト籤筆記付出処論」中に、「往年美濃国文珠村ニ往テ横元真ト云老学者ニ会ス。一夕論談、情ヲ尽スノ後、元真謂予曰、山崎先生首メテ道学ヲ日本ニ唱導セリ、其門人数百アリト云ヘトモ足下安正ナドハ拔群ノ学才誠ニ頼ミアル人物ナリ」という記述がある。全集第一巻にある「佐藤先生年譜略」をみると、「天和三年癸亥 夏為三横七郎左衛門」発行。而赴三美濃国文珠村。」とあり、七郎左衛門とは横元真の通称である。また、「易ト籤筆記付出処論」にある「安正」とは浅見綱斎の事であり、近藤啓吾「増訂 浅見綱斎の研究」(神道史研究叢書) (三十九―四〇頁、臨川書店、平成



二年六月)では綱齋が闇齋に入門した年を延宝四(五年(一六七六)一六七七)としている。近藤氏の説に従うのであれば、天和三年(一六八三)には綱齋は既に闇齋門人であり、「佐藤先生年譜略」天和三年の条で直方と元真の話題に上がっても不自然ではない。以上の事から、「易卜籤筆記付出处論」は天和三年以後の成立ではないかと思われる。

(注37) 全集本第一巻 二二〇頁

(注38) 全集本第一巻 二一九頁

(注39) 全集本第一巻 五六一～五六二頁

(注40) 全集本第一巻 二八三～二八四頁

(注41) 全集本 一三八頁。なお、注19で述べた通り、全集本では「ナンボウ武烈ノヤウナ悪王デモ」の部分が欠けている為、全集本の旧版で補った。

(注42) 全集本第一巻 五六〇頁

(注43) 「中国論集」の「如此ナレハ日本ハ却テ後世ニ五倫ノ法ヒラクテ上古ハ五倫ノ法ハキトタ、ヌト見ヘタリ。」(全集本第一巻 五五九頁)という記述に拠る。

(注44) 荒木見悟『明清思想論考』(研文出版、平成四年十二月)所収

『明清思想論考』 一二二頁

(注45) 全集本第一巻 五五六頁～五五八頁

(注46) 全集本 四八二頁

(注47) 浅野明光「佐藤直方と神道」(東北帝国大学編輯「文化」第五卷十二号(昭和十年十二月)一三六九～一三七〇頁)

(注48) 本郷恵子「京都大学付属図書館・大阪府立中之島図書館所蔵古記録諸本の調査」(東京大学史料編纂所編「東京大学史料編纂所報」三十七号(平成十三年)所収

五十五～五十七頁)